

大磯町消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本町の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 本町の行政事務に従事した者で、大磯町職員の職の設置等に関する規則（昭和44年大磯町規則第2号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する部長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (3) 本町の行政事務に従事した者で、規則第3条第2項に規定する課長の職その他これと同等以上と認められる職に4年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本町の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄